平成２２年（フ）第１３０号
北海道室蘭市幕西町15番９号
債務者　松田美代子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
北海道室蘭市港南町１丁目29番２号
債務者　菅原　一紀
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
北海道登別市登別温泉町247番地　登別温泉団地１―16
債務者　桑村　直美
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
北海道紋別市南が丘町３丁目10番９号
債務者　館岡　直子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第５９９号
盛岡市中屋敷町４番57号
債務者　本田　　暁
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６０２号
岩手県花巻市松園町１丁目１番44号
債務者　稗貫万紀子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６０６号
盛岡市黒川４地割５番地７
債務者　荒川　広恵
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６１３号
盛岡市上堂１丁目８番52号　石川アパート２号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎208番地25
債務者　遠藤　光男
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６３２号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目16番37号　富士見荘203
債務者　梅宮　　正
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７２８号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目18番地の５　リエス東所沢303
債務者　工藤　卓雄
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４６号
埼玉県所沢市上新井３丁目52番地の６　ガーデンプレイス109、前住所北海道北広島市大曲中央１丁目12番地３　ノーブルレジダンス204号
債務者　赤塚　優紀（旧姓岡戸）
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７６１号
埼玉県入間市東町１丁目１番６号　201、前住所埼玉県日高市大字高萩2231番地14
債務者　中澤　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７７号
埼玉県羽生市大字北袋４番地　１―301
債務者　小林　綾子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４２９号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　19―102
債務者　平井　貴光
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４３０号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　19―102
債務者　平井　　清
1　決定年月日時　平成22年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６８号
岐阜県多治見市太平町４丁目57番地　サンシャイン太平101
債務者　田川　　保
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６９号
岐阜県多治見市太平町４丁目57番地　サンシャイン太平101
債務者　田川みきゑ
1　決定年月日時　平成22年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部